

第2編 排水設備等の事務

排水設備の事務

第 1 章 排水設備の事務取扱い

1 排水設備の計画確認申請書等の提出

(1) 排水設備工事着手前の手続き

建築物の新築等に伴い排水設備を新設、増設する場合や、くみ取り便所を改造し又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する場合には、あらかじめ必要な書類を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ提出し、計画確認申請書に対して許可を受けてからでないと、施工業者は工事に着手してはならない。

なお、排水設備工事は、川崎市排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。

（川崎市下水道条例第 5 条、第 6 条）

ア 提出書類

排水設備計画確認申請提出書式一覧表（表 1 - 2）を参照すること。

イ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先（表 1 - 1）を参照すること。

表 1 - 1 排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先

事務所名	住所及び電話番号	担当区域
南部下水道事務所排水設備係	川崎区元木2-2-9	川崎区、幸区
	044-344-4866	
中部下水道事務所排水設備係	中原区宮内1-21-31	中原区、高津区
	044-751-2966	
西部下水道管理事務所排水設備係	宮前区有馬1-21-6	宮前区
	044-852-5131	
北部下水道管理事務所排水設備係	麻生区高石4-15-7	多摩区、麻生区
	044-954-0208	

(2) 排水設備工事完了時の手続き

排水設備の工事が完了したときは、管理者に必要な書類を提出して、市の職員の検査を受けなくてはならない。

（川崎市下水道条例第 7 条）

ア 提出書類

排水設備工事完成届書式一覧表（表 1 - 3）を参照すること。

イ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先（表 1-1）を参照すること。

2 水洗便所設備資金の助成及び融資

処理区域内に建築物を所有する者（又は所有者の同意を得た使用者）が下水の処理を開始した日から3年以内にくみ取り便所を改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事を行おうとする場合、申請により助成金の交付や融資を受けることができる。ただし、その期間を超えることについて相当の理由があると管理者が認めた場合や、処理区域に隣接する区域の建築物について、処理区域内の公共下水道に接続することを管理者が認めた場合も、助成、融資の対象とすることができる。

（川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第2条）

(1) 助成金の額

1設備当たり大便器の数が1個の場合は10,000円、2個以上の場合は1個につき5,000円と計算する。なお、1設備とは、1個のくみ取り口を有する便所又は、し尿浄化槽1基をいう。

（川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第3条）

(2) 融資額

1設備当たり限度額を450,000円とする。特に、浄化槽が50人槽以上の場合は、2,790,000円を限度に、また、くみ取り便所でくみ取り口が1個であっても大便器が2個以上ある場合は、1個を超える分につき135,000円を限度に融資を増額することができる。なお、分流地区において雨水排水設備工事を行う場合、その工事費については90,000円を限度に融資することができる。ただし、くみ取り便所を改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止する工事と同時に施工する場合に限る。

（川崎市水洗便所等設備資金融資要綱第4条）

(3) 提出書類

排水設備計画確認申請提出書式一覧表（表 1-2）及び排水設備工事完成届書式一覧表（表 1-3）を参照すること。

(4) 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先（表 1-1）を参照すること。

(5) 事務手続き

水洗便所設備費助成及び融資手続フロー図（図 1-1）を参照すること。

(6) 計算例

例 1：浄化槽廃止工事

浄化槽 1 基、大便器 50 個の共同住宅の場合

助成金は、5,000円×50個で、250,000円

融資額は、450,000円+2,790,000円で、3,240,000円以内

例 2 : くみ取り便所改造工事

便槽 1 個、大便器 2 個の一戸建住宅の場合

助成金は、5,000円×2 個で、10,000円

融資額は、450,000円+135,000円で、585,000円以内

例 3 : 浄化槽廃止工事と同時に雨水排水設備工事を行う場合

浄化槽1基、大便器 1 個の一戸建住宅の場合

助成金は、10,000円×1 個で、10,000円

融資額は、450,000円以内。雨水工事については90,000円以内

表 1 - 2 排水設備計画確認申請提出書式一覧表 (1 / 3)

○ 必要書類

△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築(くみ取り、浄化槽)助成金・融資申請の有無			備 考
				助成金のみ の申請あり	助成金・融資 金の申請あり	助成金・融資 金の申請なし	
1	排水設備新設・増設・改築計画確認申請書	第1号様式(1)1枚目 2部	○	○	○	○	所定事項を記入し添付する。 1部は複写したもの。
2	助成金交付 水洗便所等設備資金 融 資 申請書	第1号様式 1部	—	○	○	—	所定事項を記入し添付する。
3	助成交付 水洗便所等設備資金 融 資 算定表(申請書用)	第1号様式(1)2枚目 1部	—	○	○	—	所定事項を記入し、1部添付する。
4	設計図・平面図(排水設備設置図) (阻集器及び地下排水槽等の構造図)	指定様式 2部	○	○	○	○	図面表示：既設は黒、施工箇所：汚水は 赤、雨水は青書きとする。 1部は複写したもの。
5	工事箇所の案内図 S = 1 : 2000程度	1部	○	○	○	○	用紙の大きさはA4判又はA3判とする。 工事箇所を赤書きで明確に表示する。
6	助成交付 水洗便所設備費 融 資 特別申請書	指定様式 1部	—	△	△	—	告示日以後3年以上経過した場合の申請 で助成又は融資を受ける場合に添付す る。
7	土地使用承諾書又は 排水設備使用承諾書	任意様式(A4判) 1部	△	△	△	△	他人の土地又は他人の排水設備を使用す る場合に添付する。
8	印鑑登録証明書(発行日は申請日から3か月以内 とする。金融機関により後日再提出の場合あり。)	所定様式 1部	—	—	○	—	市指定封書に入れて申請者氏名を記入 し、封印の上添付する。
9	市民税、県民税納税証明書(東京都の場合は区民 税、都民税)ただし、他都市からの移転により市 民税、県民税納税証明書が取れない場合は給与所 得源泉徴収票(写し可)	所定様式 1部	—	—	○	—	納税されていること。非課税の場合は11 番又は12番を添付する。 (8番様式と同封のこと)
10	公共下水道への接続に関する事前協議議事録	指定様式複写 1部	○	—	—	—	

排水設備計画確認申請提出書式一覧表（2 / 3）

○ 必要書類
△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築(くみ取り、浄化槽)助成金・融資申請の有無			備 考
				助成金のみ の申請あり	助成金・融資 金の申請あり	助成金・融資 金の申請なし	
11	年金振込通知書（写し）	所定様式 1部	—	—	△	—	非課税の場合に添付する。 （8番様式と同封のこと。）
12	家屋登載証明書	所定様式 1部	—	—	△	—	非課税の場合に添付する。 （8番様式と同封のこと。）
13	連帯保証人が必要とする書類8番と9番 （必要により11番か12番）	所定様式 各1部	—	—	△	—	連帯保証人が指定業者の場合は不要。た だし、8番については一部の金融機関か ら直接提出の依頼あり。 （8番様式と同封のこと。）
14	請求書（口座振替用）	所定様式 1部	—	○	○	—	所定事項を記入し提出する。
15	委任状（申請者本人が受領の場合は不要）	指定様式 1部	—	△	△	—	所定事項を記入し提出する。
16	市指定封筒（証明書類在中封書には、申請者本人 が印鑑証明、納税証明書を同封し、氏名を明記の うえ封印する。）	郵便封筒 3通	—	—	○	—	受付時に窓口にて係員から封筒を受け、 申請者の宛名（住所氏名）を明記し添付 する。
17	（川崎信用金庫利用の場合） 川崎市水洗便所等設備資金借入申込書 金銭消費貸借契約証書 金銭消費貸借契約証書控	指定様式 （3枚1組）1式	—	—	○	—	川崎市内の居住者だけが利用できる。 ただし、川崎市内の支店に口座があるこ と。 所定事項を記入し添付する。
	自動送金依頼書	指定様式 1部	—	—	△	—	施工（指定）業者の口座へ振込みが必要 な場合に添付する。 所定事項を記入し添付する。
	個人情報の取扱いに関する同意書	指定様式 1部 （3枚1組）	—	—	○	—	保証人が個人の場合、保証人の同意書も 必要。
	反社会的勢力の排除に関する確認書	指定様式 1部 （2枚1組）	—	—	○	—	申請者のみ、保証人不要。

排水設備計画確認申請提出書式一覧表（3 / 3）

○ 必要書類
△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築(くみ取り、浄化槽)助成金・融資申請の有無			備 考
				助成金のみ の申請あり	助成金・融資 金の申請あり	助成金・融資 金の申請なし	
18	(横浜銀行利用の場合) 川崎市水洗化ローン借入申込書兼ローン契約書 川崎市水洗化ローン借入申込書兼ローン契約書 (お客さま控)	指定様式 (2枚1組) 1式	—	—	○	—	川崎市内、神奈川県内及び東京都内の居住者だけが利用できる。 ただし、川崎市内の支店に口座があること。 所定事項を記入し添付する。
	(横浜銀行宛) 振込依頼書兼預金払戻請求書又は (他行あて) 振込依頼書兼預金払戻請求書	指定様式 1式	—	—	△	—	施工(指定)業者の口座へ振込みが必要な場合に添付する。 所定事項を記入し添付する。 振込依頼用紙は横浜銀行各支店にある。
	個人信用情報等に関する同意書 個人情報の取扱いに関する同意書	指定様式 各1部	—	—	○	—	保証人が個人の場合、保証人の同意書も必要。
19	(セレサ川崎農業協同組合、 八千代銀行利用の場合) 川崎市水洗化ローン借入申込書兼ローン契約書 川崎市水洗化ローン借入申込書兼ローン契約書 (お客さま控)	指定様式 (2枚1組) 1式	—	—	○	—	川崎市内、神奈川県内及び東京都内の居住者だけが利用できる。 ただし、川崎市内の支店に口座があること。 所定事項を記入し添付する。
	自動送金依頼書	指定様式 1部	—	—	△	—	施工(指定)業者の口座へ振込みが必要な場合に添付する。 所定事項を記入し添付する。
	個人情報の取扱いに関する同意書	指定様式 1部	—	—	○	—	(セレサ川崎農業共同組合の場合) 保証人が個人の場合保証人の同意書も必要 (八千代銀行の場合) 申請者、保証人それぞれの同意書が必要
20	(城南信用金庫利用の場合) 川崎市水洗化ローン借入申込書兼ローン契約書 川崎市水洗化ローン借入申込書兼ローン契約書 (お客さま控)	指定様式 (2枚1式) 1部	—	—	○	—	川崎市内の居住者だけが利用できる。 ただし、川崎市内の支店に口座があること。 所定事項を記入し添付する。
	申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書(後日、金融機関より直接提出の依頼あり。)	所定様式 1部	—	—	○	—	連帯保証人が指定業者の場合も必要

自動送金依頼書	指定様式 1 部	-	-	△	-	施工（指定）業者の口座へ振込みが必要な場合に添付する。 所定事項を記入し添付する。
個人情報の取扱いに関する同意書（後日、金融機関より申請者へ直接提出の依頼あり。）	指定様式 1 部	-	-	○	-	申請者、保証人それぞれの同意書が必要

表 1 - 3 排水設備工事完成届兼使用開始届書式一覧表

○ 必要書類
△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築（くみ取り、浄化槽）助成金・融資申請の有 無			備 考
				助成金のみ の申請あり	助成金・融資 金の申請あり	助成金・融資 金の申請なし	
1	排水設備工事完成届	第3号様式(1)1枚目 1部	○	○	○	○	所定事項を記入し添付する。
2	完成図・平面図（排水設備設置図） （阻集器及び地下排水槽等の構造図）	指定様式 1部	○	○	○	○	図面表示：既設は黒、施工箇所：汚水は赤、 雨水は青書きとする。
3	助成交付 水洗便所等設備資金 算定表（完成届用） 融 資	第3号様式(1)2枚目 1部	-	○	○	-	所定事項を記入し、1部添付する。
4	し尿浄化槽廃止届又は、し尿廃止届に対する <u>受付印</u>	1部	-	○	○	○	
5	くみ取り改造に伴う水道局への届出に対する <u>受付印</u>	1部	-	△	△	△	給水工事を含む場合に添付する。
6	遅延理由書	指定様式 1部	-	△	△	△	申請月日から完成届提出日まで、3か月以上経過した場合に添付する。

3 私道に下水道を敷設する場合の取扱い

(1) 私道共同排水設備敷設助成金交付制度

この制度は、処理区域内、公共下水道施工中で近く処理区域となる区域、及び処理区域に隣接する区域で、既設の私道に面した家屋居住者の方々が私道に共同で排水管を設置し、直ちに水洗化する場合、申請により助成金の交付を受けることができる。

なお、対象は下水処理開始の告示の日から3年以内の申請とする。ただし、その期間を超えることについて管理者が特別の理由があると認めた場合も助成の対象とする。

(川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第1条、第3条)

(川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱施行細則第3条の2)

ア 対象条件

- (ア) 私道の一端が公道に接続していること。
- (イ) 私道の幅員が1メートル以上あり、家屋が2棟以上あること。(新築、増築を除く)
- (ウ) 私道の所有者その他の権利者の承諾が得られること。
- (エ) 工事完了後、直ちに(近く処理区域として予定される区域では、処理区域となった日以後)くみ取り便所を水洗便所に改造し又は既設のし尿浄化槽を廃止して直接接続すること。

(川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第3条)

イ 助成金の額

上下水道局の基準により算定した工事費の額と助成対象工事に要した経費を比較して、いずれか低い額に5分の4を乗じて得た額に相当する額。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合については別に定める。(工事費の確定額に、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)

(川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第4条)

(川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱細則第3条の2第3項)

ウ 助成対象工事の範囲

- (ア) 私道の排水管及び側溝(側溝は原則として既存のものを利用する。)
- (イ) 私道ます及びマンホール
- (ウ) 私道取付管
- (エ) 上記の工事の施工に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管、水道管又は排水設備の移設、切り廻し、撤去及び道路復旧(原形復旧)
- (オ) 雨水排水設備として雨水管を敷設する場合については、宅地内雨水接続ます

エ 施設の維持管理

助成金によって敷設された共同排水設備は、申請者の共有物となり、利用者で維持管理を行う。

(川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第14条)

オ 提出書類

私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書式一覧表（表 1 - 4）を参照すること。

カ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先（表 1 - 1）を参照すること。

キ 事務手続き

私道共同排水設備敷設助成金交付手続フロー図（図 1 - 2）を参照すること。

(2) 私道内公共下水道整備制度

この制度は、相当規模の私道で公道移管が困難な私道のうち、一定の基準、条件を満たす私道は、申請により上下水道局が公共下水道として整備する制度である。

ア 対象となる私道

- (ア) 公道と公道を接続する場合は、私道の幅員が2.7メートル以上あり、家屋が2棟以上あること。
- (イ) 公道と公共施設を接続する場合は、私道の幅員が4メートル以上あり、家屋が2棟以上あること。
- (ウ) 一端が公道に接続する場合は、私道の幅員が4メートル以上あり、延長25メートル以上あり、家屋が5棟以上あること。

（川崎市私道内公共下水道整備要綱第3条）

イ 条件

- (ア) 区分地上権の設定を承諾又は土地使用の承諾をしていること。
- (イ) 分流地区内の私道には、雨水排水設備が整備されているか、整備の予定があること。
- (ウ) 当該私道の土地所有について訴訟などの紛争がないこと。
- (エ) 公共下水道が整備された後、利用する全ての家屋の排水設備を直ちに公共下水道へ接続すること。

（川崎市私道内公共下水道整備要綱第4条）

ウ 施設の維持管理

整備した下水道は、上下水道局の帰属となり、上下水道局で維持管理を行う。

（川崎市私道内公共下水道整備要綱第10条）

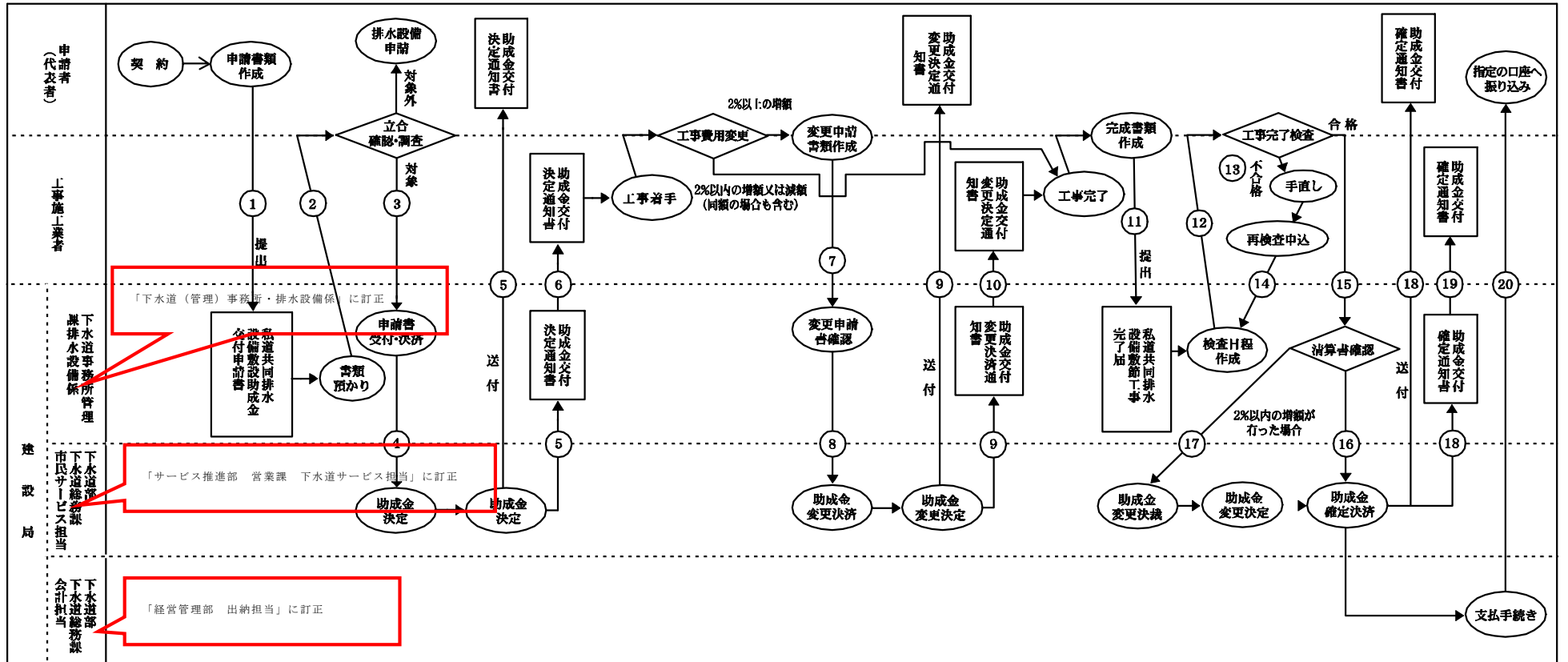
エ 問い合わせ先

詳細については、各行政区担当の下水道（管理）事務所（表 1 - 1）及び上下水道局サービス推進部営業課下水道サービス担当（200-2872）に問い合わせること。

表 1 - 4 私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書式一覧表

書 式 の 名 称		様式等及び部数		備 考
申 請 書 類	私道共同排水設備敷設助成金交付申請書	第 1 号様式	1 部	所定事項を記入
	共排 排水設備新設・増設・改築計画確認申請書	第 1 号様式の 2	1 部	所定事項を記入
	私道共同排水設備敷設工事設計書	第 2 号様式	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	排水面積計算書	第 2 号様式 (2)	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	平面図	第 2 号様式 (3)	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	縦断面図	第 2 号様式 (4)	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	誓約書・委任状	第 3 号様式	1 部	所定事項を記入 (必ず自署・押印する。)
	土地使用承諾書	指定様式	1 部	所定事項を記入 (写しを添付すること。)
	数量計算書	A 4 判	1 部	所定事項を記入
	工事箇所の案内図1/1500程度	A 4 判又は A 3 判	1 部	工事箇所を赤書きで明示
私道共同排水設備敷設 助成金交付特別申請書	指定様式		告示日以降 3 年以上を経過 した場合の申請であるときは 添付する。	
完 成 書 類	私道共同排水設備敷設工事完成届	第 6 号様式	1 部	所定事項を記入
	共排 排水設備工事完了届	第 3 号様式の 2	1 部	所定事項を記入
	精算設計書	第 2 号様式	1 部	所定事項を記入
	出来形図 (平面図・縦断面図)	第 2 号様式 (3) (4)	1 部	所定事項を記入 (現地測定数値を赤書きす る。)
	完成図 (平面図・縦断面図)	第 2 号様式 (3) (4)	1 部	所定事項を記入
	工事写真	工事用アルバム	1 部	所定事項を記入 (ポラロイド可)
	請求書 (口座振替用)	指定様式	1 部	所定事項を記入
委任状 (代表者受領の場合は不要)	指定様式	1 部	所定事項を記入	
変 更 書 類	私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書	第 5 号様式	1 部	所定事項を記入 (変更が生じた場合、速やか に提出する。)
	変更設計書	第 2 号様式	1 部	所定事項を記入
	変更図面	A 3 判	1 部	所定事項を記入

図1-2 私道共同排水設備敷設助成金交付手続フロー図



- ①申請者に見積り等を提出し、工事内容、工事金額、助成金手続き等について十分説明し、契約が成立した後、申請書類（私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書式一覧表参照）を排水設備係へ提出する。
- ②現地確認の日程を施工業者へ電話で連絡する。施工業者は代表者に連絡し、立合いを依頼する。
- ③申請者に基づき現地確認・調査を行い、助成金対象の可否を判断する。
- ④申請書決済後、申請書類を下水道サービス担当へ送付する。
- ⑤助成金決済決定後、助成金交付決定通知書を代表者宛送付、排水設備係へ送付する。
- ⑥排水設備係より助成金交付決定通知書を受け取った後、申請者と工事日程の調整を行い、速やかに工事に着手する。（原則として、助成金交付決定の日から90日以内に工事を完了させること。）
- ⑦工事施工中に変更が生じた場合は、直ちに排水設備係と協議をし、変更の手続きをする。その際、工事費用が2%以上増額となる場合は、申請者から変更申請書（私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書式一覧表参照）を提出してもらう。
- ⑧変更申請書決済後、変更申請書類を下水道サービス担当へ送付する。
- ⑨助成金変更決定後、助成金交付変更決定通知書を代表者宛送付、排水設備係へ送付する。
- ⑩排水設備係より助成金交付変更決定通知書を受け取り、速やかに工事を再開する。

- ⑪工事が完了した日から5日以内に施工業者は、下検査を行ったうえ完成書類（私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書類一覧表参照）を排水設備係へ提出する。
- ⑫検査日程を施工業者へ電話で連絡する。施工業者は、代表者に連絡し、立合いを依頼する。
- ⑬検査に不合格の場合は、手直し等を指示する。
- ⑭速やかに手直し等を行い、再検査の申込を行う。
- ⑮検査合格後、清算書の確認をする。（2%以内の工事費用の増額があった場合は、清算書の変更の欄にも記入する。）
- ⑯完成書類の決済後、申請書類及び完成書類を下水道サービス担当へ送付する。
- ⑰2%以内の工事費用の増額があった場合は、下水道サービス担当で助成金交付変更決済を行う。
- ⑱助成金決済決定後、助成金交付確定通知書を代表者宛送付、排水設備係へ申請書類及び完成書類を共に送付する。
- ⑲排水設備係より助成金交付確定通知書を受け取る。
- ⑳助成金確定後、指定の口座へ振り込む。

